

# 新型コロナウイルス感染症に関する 市の対応について

次に当てはまる方は保健所(048-423-6832)にご相談ください

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている●  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある●

※高齢者や基礎疾患がある方は、上記の状態が2日程度続く場合

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- (1)厚生労働省の電話相談窓口 **0120-565653** (フリーダイヤル) (9時00分～21時00分)
- (2)川口市保健所相談専用電話 **048-423-6832** 平日・土曜日昼間(8時30分～17時15分)
- (3)埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター **0570-783-770**  
3月5日～24時間受付(土日・祝日も実施)

3月3日現在、新型コロナウイルス感染症対策による休館等施設  
感染拡大防止の観点から、一部又は全部の利用の制限を行うことがあります。

休 館	公民館・生涯学習プラザ 中央ふれあい館	3月15日(日)まで	
	科学館・図書館	3月15日(日)まで	
	たたら荘・やすらぎの家 は～とふる鳩ヶ谷	当面の間	
	母子・父子福祉センター	当面の間	
	青少年センター	当面の間	
	コミュニティセンター・鳩ヶ谷集会所	3月15日(日)まで	
	スポーツセンター 体育武道センター・体育館	3月15日(日)まで	屋内施設
	グリーンセンター	当面の間	※温室・わんぱく広場の全ての遊具・ミニ鉄道
	児童交通公園(南平・芝)	当面の間	※変り種自転車の貸し出し
	厚生会館・リサイクルプラザ	当面の間	
	市民パートナーステーション 芝市民ホール・ふれあいプラザさくら	3月15日(日)まで	
	文化財センター・旧田中家住宅 郷土資料館・歴史自然資料館	3月15日(日)まで	

3月市議会に、日本共産党市議団が提案した意見書3本のうち  
「インボイス制度(適格請求書等保存方式)導入を中止することを求める  
意見書(案)」の全文を掲載します。

## インボイス制度(適格請求書等保存方式)導入を 中止することを求める意見書(案)

2019年10月の消費税率10%への引き上げとともに軽減税率制度が適用された。現行では事業者が消費税を納付する際には、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除した額を納付しているが、2023年度に導入が予定されているインボイス制度(適格請求書等保存方式)では、仕入税額控除の要件としてインボイスを保存していることが求められる。また、インボイスを交付できるのは税務署から登録を受けた課税業者に限られ、売上高が1,000万円以下で原則として消費税の納付の必要がない「免税事業者」はインボイスを交付することができない。課税事業者が免税事業者から仕入を行った場合、その仕入については仕入税額控除が適用されず、課税事業者から仕入れた場合よりも納税額が多くなる。そのため、事業者が免税事業者からの仕入を回避する動機となり、免税事業者は事業者間取引から排除され、経営悪化に直面することが予想される。

建設業においてもインボイスを発行できない一人親方などの下請け業者は、仕入税額控除ができないとの理由で、親会社から取引を中止されることが懸念される。また、小規模事業者が取引を継続するため、課税業者となりインボイス発行のために多額の投資が必要となる。中小企業が集積している川口市においては、多くの小規模事業者から、こうした対応をするにも余力がなく、廃業に追い込まれるのではとの不安の声が多く聞かれるのが実態である。よって地域経済や中小零細事業者に打撃を与えるインボイス制度の導入を中止することを求める。